

耕作のための農地取得チェックリスト

耕作のために農地を取得するには、農地法第3条の許可を受ける必要があります。農地を取得すると、その農地を適正に利用する法的な責任が生じます。農地を取得しようとお考えのかたは、将来にわたって、耕作を継続しておこなうことができるよう計画的に進めることが大切です。このチェックリストは、耕作を始めるにあたり、留意すべき点を列記しています。以下の項目に満たさないものがある場合、計画の見直しが必要と考えられます。

※ 農地以外に転用することを目的とするものは、農地法第5条によります。
また、単に資産保有を目的とする農地取得はできません。

- どのような耕作をおこなうか、具体的な内容（栽培品目、耕作面積など）を示すことができますか？
- 農地を持って余さず、農地全体を利用した効率的な耕作がおこなえますか？
- その耕作をおこなうのに必要な機械、農作業の内容・量を把握したうえで、ご自身が主体となってすべての作業をおこなうことができますか？
- 耕作に必要な農業用機械などの基本装備は整っていますか？
- 農作業に従事する日数に無理はないですか？
- 兼業である場合、他の仕事とのバランスを考慮していますか？
- 農地には、拠点（自宅など）から無理なく通い続けることができますか？
- 耕作に必要な技術の習得、又はその目途が立っていますか？
- 技術を磨いたり、自身の耕作能力を知るためには、農地を借りることから始めることも可能であることを知っていますか？
- 種苗の購入元や収穫物の販売先などは定まっていますか？
- 長期的・安定的に耕作をおこなう意思はありますか？
- 周辺農地の耕作に影響を及ぼすような耕作方法ではありませんか？
- 農業に関する地域の取り決めなどを尊重することはできますか？
- 農地の取得により生じる継続的な費用負担（用水費など）について理解していますか？

目標とする農業所得が一定額を超えるような場合など、就農にあたって支援措置が受けられることがありますので、お考えの場合には別途ご相談ください。

【相談窓口】

○就農支援について

深谷市農業振興課 TEL 048-577-3298

○農地の取得手続きについて

深谷市農業委員会事務局 TEL 048-577-3439

○営農支援について

埼玉県大里農林振興センター TEL 048-523-2812

